

公営住宅退居の手続き関係

	チェック項目	
1	明渡申請書の提出（退居の5日前までに提出）	
2	住棟管理人への連絡（共益費等の清算）	
3	水道の届出（役場2階・水道グループ 77-6554）	
4	ガスの契約、風呂リース契約（指定ガス業者）	
5	灯油の契約（指定灯油業者）	
6	電気の届出（北電）	
7	退居検定（立会にて明渡し住宅確認・鍵返却）	
8	住所変更届出（引越後・役場1階 戸籍年金グループ）	
9	郵便局の住所変更届出（郵便局）	
10	個人的に取引している業者へ連絡（電話・新聞など）	

※ 退居検定前には、住宅及び物置の家財道具や設置物を全て撤去し、清掃を行ってください。

ご質問が多い撤去項目

平 屋

ガスコンロ、給湯器、ストーブ、TVアンテナ、テレビ線、光回線、
物干し竿、灯油タンク、風呂釜、網戸、照明

※埋設されている灯油配管は撤去不要

中 層

ガスコンロ、給湯器、ストーブ、テレビ線、光回線、網戸、照明

公営住宅グループ 77-6552